

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

減資する場合の留意点

Q 弊社は、今期、過去の欠損金をてん補するために**減資を行う**つもりですが、会社法上、どのような手続きが必要でしょうか？また税務上どのような影響がでますか？

解説

会社法における減資は、**株主総会決議**と**債権者保護の手続き**が必要です。減資をすることで、**住民税の均等割**、**外形標準課税**など様々な影響が出る可能性があります。

1. 減資の手続き

- ① **株主総会（定時・臨時）の特別決議（原則）**
- ② 債権者に対する**官報公告（1か月）**
- ③ 知れたる債権者に対する個別催告通知（内容は公告と同様）
- ④ 減資の効力発生
- ⑤ **登記申請及び届出書の提出**

最低でも、**2か月程度**は必要！

2. 株主総会の決議事項

- ① **減少する資本金の額**
- ② 減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、その旨及びその額
- ③ 資本金の額の減少が**その効力を生ずる日**

3. 税務上の影響（**欠損てん補のための減資の場合**）

① 法人住民税の均等割

無償減資による欠損てん補額は「資本金等の額」から差し引けますので、均等割額が減少します。均等割の額は、事業年度終了の日における「資本金等の額」で判断します。

② 外形標準課税

事業年度終了の日における資本金の額が1億円以下ならば外形標準課税の対象から外れることとなります。（期中の増資や減資は考慮しません）

外形標準課税の資本割の税額＝資本金等の額×0.525%

要するに…

資本金が多額な場合、減資することで税額を大幅に減らすことができます。ただし、**その手続きには2か月程度はかかりますので、早めに検討を開始しましょう。**